

災害復興支援基金の設置、管理及び支出に関する規

則

(平成十五年九月十九日規則第八十七号)

改正 平成二〇年一月一八日

(設置目的)

第一条 全国弁護士会災害復興の支援に関する規程(以下「規程」という。)に基づき活動に要する諸経費等に充てるため、規程第十条に基づき、災害復興支援基金(以下「本基金」という。)を設置する。

(特別会計の設置)

第二条 本基金に関する会計は、特別会計とし、災害復興支援基金特別会計と称する。

(管理者)

第三条 本基金は、会長が管理する。

(基金の収入)

第四条 次に掲げる収入を本基金として積み立てる。

- 一 会員から受け入れる寄付金
- 二 会員以外から受け入れる寄付金
- 三 本会の一般会計からの繰入金

- 1 -

- 四 前三号の金員に対する利息金その他の利益金
- 五 前各号に規定する以外の雑収入

(基金の支出)

第五条 本基金は、次に掲げるものに支出する。

- 一 規程第五条各号に規定する日本弁護士連合会災害対策本部(以下「日弁連災害対策本部」という。)の活動に要する費用
- 二 規程第十一条に規定する災害対策事務局の災害発生時における当該災害のための活動に要する費用

2 本基金は、次に掲げるものに支出することができる。

- 一 災害の規模、支援弁護士の相談等の活動による負担の程度、支援弁護士の経費の負担の程度等に鑑みて必要と認められる支援弁護士会に対する補助金
- 二 災害の規模、被災地弁護士会会員の被災状況、被災地弁護士会会員の相談等の活動による負担の程度、被災地弁護士会の経費の負担の程度、義援金の状況等に鑑みて特に必要と認められる被災地弁護士会に対する補助金

- 3 本基金は、前二項に規定するほか、規程の目的を達成するために必要と認められる場合は、支出することができる。

- 2 -

(支出の手続)

第六条 前条各号の支出は、あらかじめ経理委員会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合には、会長の決裁により支出することができる。この場合においては、支出後遅滞なく経理委員会の承認を得なければならない。

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一月一八日)

第四条及び第五条の改正規定は、平成二十年十一月十八日から施行する。